

平成 29 年 2 月 1 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 光 通 信
代 表 者 の 役 職 氏 名	代 表 取 締 役 社 長 玉 村 剛 史 (コード番号：9435 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先	広 報 ・ I R 課
T E L	0 3 - 5 9 5 1 - 3 7 1 8

自己株式の公開買付けの結果及び自己株式の取得終了に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 12 月 27 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、平成 28 年 12 月 28 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 29 年 1 月 31 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本公開買付けの終了をもって、平成 28 年 12 月 27 日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得は終了いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社光通信 東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号

(2) 買付け等をする上場株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

平成 28 年 12 月 28 日（水曜日）から平成 29 年 1 月 31 日（火曜日）まで（20 営業日）

② 公開買付開始公告日

平成 28 年 12 月 28 日（水曜日）

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 9,882 円

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号

② 決済の開始日 平成 29 年 2 月 22 日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付に係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なお質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、株主様ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

i) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税 5%は特別徴収されません。）。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

iii) 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分については、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	414,000株	一株	375,580株	375,580株

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社光通信 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

II. 自己株式の取得終了について

取得の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得した株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得した株式の総数 | 375,580株
(注) 発行済株式総数に対する割合 0.79% (小数点以下第三位を四捨五入) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 3,711,481,560円
(注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。 |
| (4) 取得した期間 | 平成28年12月28日(水曜日)から平成29年1月31日(火曜日)まで
(20営業日) |
| (5) 取得方法 | 公開買付けの方法による |

なお、本公開買付けの終了をもって、平成28年12月27日開催の取締役会において決議いたしました会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考) 自己株式の取得に関する平成28年12月27日開催の取締役会における決議内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 414,100株(上限)
(注) 発行済株式総数に対する割合 0.87% (小数点以下第三位を四捨五入) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 4,100,000,000円(上限) |
| (4) 取得する期間 | 平成28年12月28日(水曜日)から平成29年2月28日(火曜日)まで |

以 上